

令和5年第3回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和5年3月13日(月) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

櫻井 宏 ・ 林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫
酒井 勉 ・ 松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義
清水 健吉 ・ 河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲
村木 慎一 ・ 西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子
梶下 信孝 ・ 山口 貴範

※委員1名総会途中より出席

欠席委員

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男
岸野 治郎 ・ 栗原 修司 ・ 神山 肇 ・ 酒井 秀男
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸
林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇
宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山中 敏彰

事務局

事務局長	横井 敬太	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	吉村 雅子
主査	高橋 伸和	主任	三輪 幸
主任主事	宮地 結花	主事	宮田 直弥
主事	臼井 健人		

議 事

- 議案第11号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について
- 議案第12号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第13号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第14号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 議案第15号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- 議案第16号 岐阜市農業委員会個人情報保護に関する法律施行規定の制定について
- 議案第17号 岐阜市農地利用状況調査員設置要綱の廃止について
- 議案第18号 岐阜市農地利用状況調査実施要領の廃止について
- 報告第7号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について
- 報告第8号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第9号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

それでは、令和5年第3回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。
ただいまの出席委員は19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思っております。

それでは、議席番号8番福田正義委員、議席番号9番清水健吉委員の御両名様、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がございましたら御遠慮なく御発言をいただきたいと思っております。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第11号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転5件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第11号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請です。今回提案しております申請は、いずれも農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番及び2番、鷺山地区の申請は、農業経営合理化のための所有権移転です。

3番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

4番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

3ページをお願いします。

5番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借です。

6番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第11号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から御説明をいただきます。

それでは、1番及び2番、鷺山地区は、河田均委員、お願ひいたします。

河田委員

1番及び2番の申請につきましては、農業経営を合理化するために、農地を交換するものであります。

2月22日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では野菜の栽培を行うとのことです。

それぞれ受人は、農地を適正に管理しており、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、地元としても許可は問題ないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、黒野地区は、野々村委員、よろしくお願いいたします。

野々村委員

よろしくお願いいたします。

3番の申請は、親から子へ、田を譲り渡すものです。

2月21日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、引き続き水稻を栽培される予定です。

受人は、他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めについても十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

以上になります。

議長

ありがとうございました。

続きまして、4番、5番及び6番、柳津地区は、梶下信孝委員、よろしくお願いいたします。

梶下委員

4番から6番の申請は、農業経営を拡大する受入へそれぞれ農地を譲り渡す、また貸し出すものです。

3月1日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請者と共に、現地立会いを行いました。

4番の申請地ではぶどうを、5番の申請地では水稻、6番の申請地では野菜を栽培される予定です。

いずれの受入においても、耕作する他の農地も適正に管理されており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。よろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。
議案第 11 号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。
議案第 11 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

ありがとうございます。
全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きまして、議案第 12 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、2 件、以上を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第 12 号について説明いたします。
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

5 ページの総括表をご覧ください。

今回は、2 件、1,093.88 平方メートルです。

6 ページをお願いします。

1 番、黒野地区の申請は、一時転用で農地の嵩上げをするものです。

申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため例外的に許可し得るものです。

なお、この申請につきましては 1,000 平方メートルを超える大規模転用になりますので、46 ページに位置図を付けてございます。

46 ページ、右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、岐阜大学医学部附属病院から北西、約 1.3 キロメートルに位置する農地です。

6 ページにお戻りください。

2 番、三輪地区の申請は、住宅敷地に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第1種農地であります。転用目的が既存施設の拡張であり、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の面積の2分の1を超えない為、許可し得るものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第12号について説明を受けました。1番、黒野地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、1番、黒野地区は、野々村議員、お願いいたします。

野々村議員

よろしくお願いいたします。

1番の申請は、田を畑に転換するための一時転用であります。

2月21日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び転用事業者と共に現地立会いを行いました。

立会いの際、施工にあたり水路等への影響がないよう配慮すること、また、施工の前後等、雑草等で苦情のないようにすることを確認いたしました。そのため、許可は問題ないと考えております。

以上になります。

議長

ありがとうございました。

議案第12号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。

議案第12号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第13号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は賃借権の設定2件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第13号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8 ページの総括表をご覧ください。

今回は、3 件、合計 1,278 平方メートルです。

9 ページをお願いします。

1 番、南長森地区の申請は、賃貸借の設定により、特別高圧送電線の撤去に伴う工事敷地として一時転用するものです。

申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定められた区域内的の農地です。

農振農用地ではありますが、一時的な利用に供するために行うものであるため、許可し得るものです。

2 番、北長森地区の申請は、一般個人住宅に転用するものです。

申請地は、水管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の医療施設があるため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

3 番、七郷地区の申請は、道路改良工事のための資材置場及び仮設現場事務所に一時転用するものです。

申請地は、下水道管及びガス管が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね 500 メートル以内に 2 以上の医療施設及び教育施設があるため、第 3 種農地と判断します。よって許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 13 号について説明を受けました。

議案第 13 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。

議案第 13 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

ありがとうございます。

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 14 号、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、議案第 14 号について説明いたします。

10 ページをお願いします。

今回は、1 件提出されており、明細は 11 ページの表のとおりです。特例適用農地面積は、560.25 平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けられるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 14 号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。

議案第 14 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

ありがとうございます。

全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きまして、議案第 15 号、令和 5 年度最適化活動の目標の設定等についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

それでは、議案第 15 号について、説明いたします。

13 ページをご覧ください。

I 農業委員会の状況については、令和 5 年 4 月 1 日現在となっております。1 農業委員会の現在の体制及び、2 農家・農地等の概要につきましては、今のところ、記載のとおりでございますが、4 月 1 日までに変更があれば修正いたしますのでご了承ください。

14 ページをご覧ください。

Ⅱ最適化活動の目標の1最適化活動の成果目標、(1)農地の集積の②目標として、今年度末、これは令和5年度末時点ということですが、集積面積を966.5ヘクタールとしております。

また、目標集積率として、岐阜県の目標値である令和12年度までに78パーセントを記載しました。これは、農林水産省経営局長の通知により県の目標集積率を書くことになっておりますので、ご了承ください。

岐阜市の目標値としましては、12月の総会で諮りました指針のとおり50パーセントです。

(2)遊休農地の解消の②目標として、令和4年度3月末の遊休農地面積18.7ヘクタールに対し、解消目標面積は、3.7ヘクタールとしております。

15 ページをご覧ください。

(3)新規参入の促進と、2最適化活動の活動目標については、記載のとおりでございます。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第15号について説明を受けました。
議案第15号につきまして、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。
議案第15号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

ありがとうございます。
全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第16号、岐阜市農業委員会個人情報保護に関する法律施行規程の制定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹

それでは、議案第16号について、説明いたします。
17 ページをご覧ください。

4月から個人情報保護に関する法律が適用されるため、岐阜市が岐阜市個人情報保護に関する法律施行条例を定めたことに伴い、当委員会に

において岐阜市農業委員会個人情報の保護に関する法律施行規程を制定する
ものでございます。

また、この規程を制定するに伴い、岐阜市農業委員会個人情報保護条例
施行規程は廃止となります。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 16 号について説明を受けました。
議案第 16 号につきまして、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。
議案第 16 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

ありがとうございます。
全会一致で、原案のとおり決定といたします。

議 長

続きまして、議案第 17 号、岐阜市農地利用状況調査員設置要綱の廃止に
ついて、及び、議案第 18 号、岐阜市農地利用状況調査実施要領の廃止につ
いてを議題といたします。

この 2 つにつきましては関連しておりますので、あわせて事務局の説明
を求めます。

佐藤副主幹

それでは、議案第 17 号及び 18 号について、説明いたします。

19 ページ及び 20 ページが、議案第 17 号の農地利用状況調査員を設置す
るための、岐阜市農地利用状況調査員設置要綱で、22 ページが、議案第 18
号の農地利用状況調査の実施方法を定める、岐阜市農地利用状況調査実施
要領です。

令和 5 年 4 月 1 日から、農地利用状況調査を農業委員会委員と、農地利
用最適化推進委員の農地利用の最適化活動の一環として位置付けるため、

この要綱と要領を令和 5 年 3 月 31 日付で廃止するものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 17 号及び議案第 18 号について説明を受けました。
議案第 17 号及び議案第 18 号について、何か御意見等ございましたら御
発言願います。

議 長

御発言もないようでございますので、採決に入ります。
議案第 17 号及び議案第 18 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

ありがとうございます。
全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第 7 号から第 9 号について、事務局の説明を求めます。

吉村主査

それでは、報告第 7 号、農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について、説明いたします。許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

24 ページをお願いします。

届出は、37 件、合計 63,023.08 平方メートルです。

続きまして、報告第 8 号、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

26 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、6 件、合計 4,424 平方メートルです。明細は、27 ページから 28 ページです。

続きまして、報告第 9 号、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について、説明いたします。

30 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、63 件、合計 40,121.21 平方メートルです。明細は、31 ページから 45 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 5 年 2 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

議 長

それでは、御発言もないようでございますので、以上を持ちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 25 分閉会を宣す。